

情報提供

那医発第 68 号
令和 6 年 5 月 13 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件等について（情報提供）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）
.....記.....

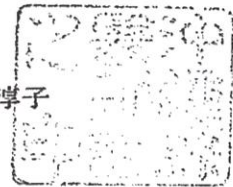
沖医発第 225 号 F

令和 6 年 5 月 13 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 浦波淳子



介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件等について（情報提供）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、厚生労働省より、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する旨のお知らせとなっております。

介護予防・日常生活支援総合事業については、介護保険法施行令で定める額の範囲内で行うこととされていますが、厚生労働大臣が定める事由により、当該年度の要する費用の額が原則の上限額を超える場合は、当該事由により増加する額として、厚生労働大臣が認める額を原則の上限額に加算することとしております。

併せて、今般、上限額告示第 5 号の規定に基づき、厚生労働省老健局長が定める事由が定められ、令和 6 年 4 月 1 日から適用される旨の通知が各都道府県・市町村介護保険主管部局宛に発出されたのでお知らせいたします

また、厚生労働省通知の平成 18 年 9 月 29 日付け事務連絡「介護輸送における法的取扱いについて」の廃止に伴い、令和 6 年 2 月 29 日付け「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和 6 年 3 月 1 日国自旅第 359 号）が発出されたこと等を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業により高齢者の移動支援に係る交通施策との関係等についても整理が行われております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件等について（情報提供）（令和 6 年 4 月 10 日 日医発第 125 号（介護））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局庶務課：宮城、崎原
TEL：098-888-0087/FAX：098-888-0089
shomu@okinawa.med.or.jp